

加東市中学校統一事項を守ろう

加東市中学校生活指導委員会

市内の3中学校（社・滝野・東条）の生活指導委員会では、君たちが健全な生活を送るために必要なことを申し合わせ、「加東市中学校生徒の統一事項」としています。

<下線部は、平成22年4月に改正>

(1) 外出時に守るべき事

- ① 中学生らしい服装を着用する。
- ② 交通ルールを守り、交通安全には十分に注意を払う。自転車に乗る場合は、必ず命を守る「ヘルメット」を着用し、1列で走行をする。
- ③ 外出の際は、保護者に下記のことを告げ、承諾を得る。
同行者 行き先 目的 帰宅時刻
「だれと」 「どこへ」 「何をしに」 「いつ帰る」
- ④ 外出中、不用意に見知らぬ人の誘いに応じない。また、普段から人通りの少ない道路の通行を避け、複数で行動するようにする。さらに明るい安全な時間帯に帰宅するように心がける。もしも不審者に声をかけられたり、被害に遭いそうになった場合は、大きな声を上げたり、近所の民家へ逃げ込んだりして助けを求める。そして、直ちに警察か学校に通報する。

(2) 保護者の同伴または承諾を必要とする外出

① 保護者の同伴を必要とする場合

- ☆泊を伴うもの：旅行 キャンプ サイクリングなど
- ☆遊戯施設等：カラオケハウス コンサート会場 飲食店 喫茶店など

② 保護者の承諾を必要とする場合

- (ア) 大型店舗（Bio サティ カナート等）CD・ビデオ・ファミコン等のレンタルショップ プール
 - (イ) ボウリング場 ゲームセンター 映画館 東条湖おもちゃ王国等
- 加東市外への外出については、原則として保護者の承諾を必要とする。
- ※(イ)は、生徒だけの立ち入りは好ましくない。

(3) 禁止事項

- ① 法律で禁止されているもの
 - ★単車、自動車、エンジン付きキックボード等の運転
 - ★万引き、飲酒、喫煙、薬物乱用（シガー・ボンド等）
- ② 携帯電話の所持の禁止
 - 携帯電話をめぐって、中高生が様々な事件や事故に巻き込まれています。また、学習に影響が出ています。
- ③ その他の禁止事項
 - ★友人宅での外泊→トラブルの原因や非行（喫煙・飲酒など）は、全てここから始まります。また、相手方に心配や迷惑をかけることとなります。
 - ★ネットワーク上の誹謗中傷・出会い系サイト等
 - 犯罪行為に巻き込まれる危険性大。また、これらの行為自体が法律（条例）に違反する行為です。
 - ★危険な器具の携帯・使用（ナイフ・エアガン・特殊警棒等）
 - 重大な事故や事件のきっかけとなります。現在法律でも規制されています。
 - ★金銭の貸し借り、物品の売買→トラブルの原因となる可能性大。
 - ★深夜徘徊→午後11時から午前5時までは補導の対象となります。非行のきっかけや被害に遭う可能性が大きく、また、保護者の方にいらぬ心配をかけることとなります。
 - ★保護者は、特別な事情がある場合を除き、深夜に、青少年を外出させないようにしなければいけません。（青少年愛護条例：保護者の義務）
 - ★空き家などへ勝手に出入りしたり、たまり場とすること
 - 空き家といえども所有者がいらっしゃいます。許可なく出入りすることは不法侵入となります。また、非行のきっかけにもなります。
 - ★火遊び（危険な花火、爆竹遊び等）→重大な火災の原因になります。
 - ★賭け事→トラブルの原因となる可能性大。法律でも禁止されています。
 - ★路上や駐車場でのローラースケート、スケートボード遊び
 - 重大な事故の原因となります。
 - ★危険な場所での魚釣り→重大な事故の原因となります。
 - ★池、川での水泳やボート遊び→重大な事故の原因となります。
 - ★アルバイト→法律で生徒の労働については禁止（規制）されています。

本校では大型店舗（Bio、サティ、カナート、加西イオンモール）へは、中学生だけで行かないよう指導しています。万引き・喫煙問題が発生しているためです。

以上、加東市の3中学校の申し合わせ事項とします。この他にも「生徒手帳」を参考に、健康で安全な生活を送るよう心掛けましょう。